



1. 国において、都市農地は、「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」として位置づけられ、その多面的な価値が再評価され、都市農業振興基本法では、食料供給だけでなく、防災空間や地域交流、環境教育の場としての役割が強調されるなど、都市農業の振興を目的とする制度改正が進んでいます。
2. 持続可能な農業の実現に向けては、環境負荷を低減する農業や先端技術を活用したスマート農業の推進が求められています。
3. 本市においても、こうした国の方針を踏まえ、都市農業の新たな役割に対応した施策が必要です。

都市農業に関わる国の動向

- 平成27(2015)年 ■都市農業振興基本法の制定
・都市農業の安定的な継続を図るとともに、その多様な機能を十分に発揮し、良好な都市環境の形成に寄与することが位置づけられました。
- 平成28(2016)年 ■都市農業振興基本計画の閣議決定
・都市農地は「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと位置づけが大きく変更されました。
- 平成29(2017)年 ■都市緑地法の一部改正
・農地が緑地政策体系に位置付けられました。
■生産緑地法の一部改正
・生産緑地の面積要件を引き下げることが可能となりました。
・生産緑地内で加工施設・直売所や農家レストランの設置が可能となりました。
・都市計画決定後30年経過する生産緑地について、買取申出期間を10年間延長できる特定生産緑地制度が創設されました。
- 平成30(2018)年 ■都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行
・生産緑地の貸借を促進する制度が導入されました。



適正施肥を推進するための土壌分析
(環境負荷低減に資する取組)

持続的な農業に向けた国の動向

- 令和3(2021)年 ■みどりの食料システム戦略の制定
・農業が行われることにより生ずる多面的な機能については、環境負荷低減を図りつつ発揮されなければならないことが位置付けられました。
- 令和6(2024)年 ■食料・農業・農村基本法の改正
・多様な農業者による農地の確保、農地の集約化や適正利用の推進、先端技術を活用したスマート農業の促進が明確に位置付けられました。



自動草刈りロボットの導入 (スマート農業)



3 川崎市農業の現状と課題 (2) 現状・課題など

ア 農業者

項目	現状	課題など
農業者数	① 令和2(2020)年2月時点で1,049戸であり、10年間で農家数は208戸(約16%)減少しています。(図-2) ② 減少理由として自身の高齢化・傷病のほか、後継者の技術・販路・農業者間ネットワーク・周辺環境への配慮等への不安感、施設・機器の故障等があります。	① 年々減少傾向にあり、担い手の育成・確保が重要です。 ② 後継者の就農促進のため、農業収入の向上や労働負担の軽減化、地域での農業経営への理解促進に向けた取組が必要です。 ③ 若手農業者団体や女性農業者団体などのネットワークづくりに向けた支援を継続し、市民の農業理解の促進や情報交換による農業意欲・生産技術の安定・向上が必要です。
年齢階層	① 年齢階層別の割合は60歳以上が約85%です。(図-3) ② 後継者なしは約30%です。(図-4)	

図-2 農家数の推移

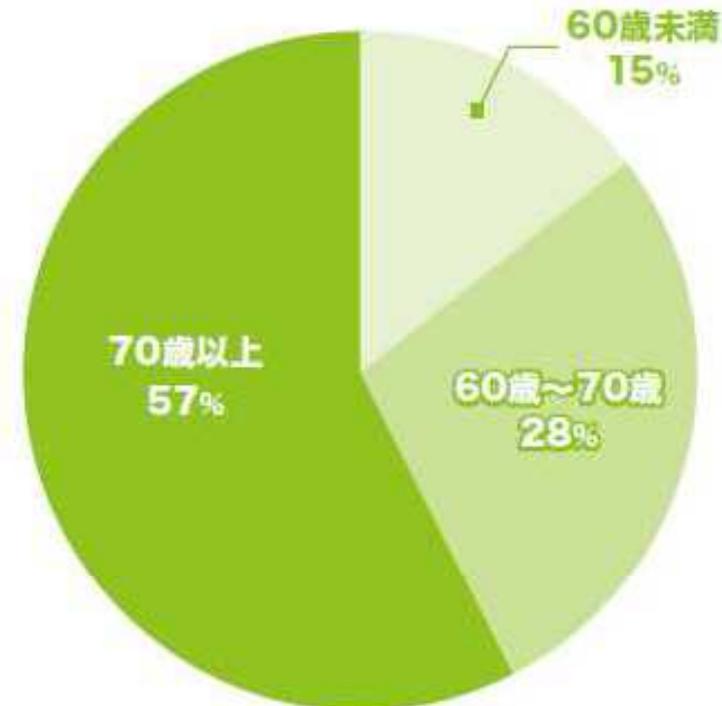
※2020年農林業センサス



図-3 担い手の高齢化

(経営体の経営主年齢階層別割合)

※2020年農林業センサス





3 川崎市農業の現状と課題 (2) 現状・課題など

ア 農業者

項目	現状	課題など
新規就農者 (※1)	近年は、農家以外の出身者である新規参入者も含め、毎年5～10人程度で推移しています。	① 新規参入者に対し、円滑な農業経営開始に向けた相談体制や農地マッチングの強化が必要です。 ② 経験の浅い農業者が農業を継続できるよう、技術支援を含めたフォロー体制の充実が必要です。
認定農業者 (※2)	① 認定農業者の経営体数は、令和6(2024)年度で57経営体です。(図-5) ② 平成26(2014)年度の25経営体から約2倍に増えていますが、近年は横ばいとなっています。	認定農業者になるメリットの周知や、本市支援制度を活用して農業経営が改善した具体的な事例の紹介や販売農家への支援強化などの取組が必要です。

(※1)それまで家族経営体の世帯員が新たに自営農業を始めた者、新たに農業経営を始めた(相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く)者を指します

(※2)市町村の基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、これを市町村から認定を受けた地域農業を牽引する意欲のある農業者。なお、認定農業者が目指す経営指標は概ね次のとおり(年間農業所得:1個別経営体当たり650～750万円程度/年間労働時間:主たる従事者1人 当たり1,800～2,000時間程度)

図-4 後継者の存在

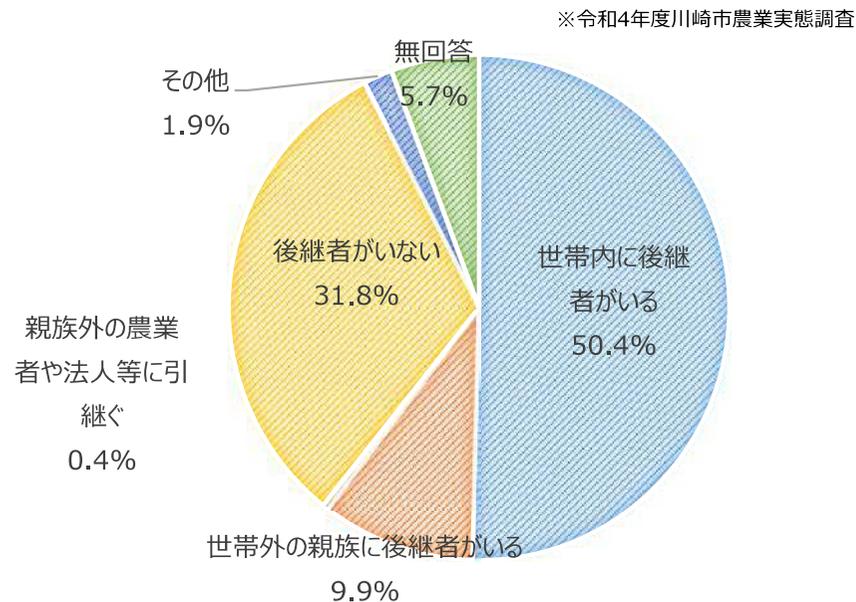
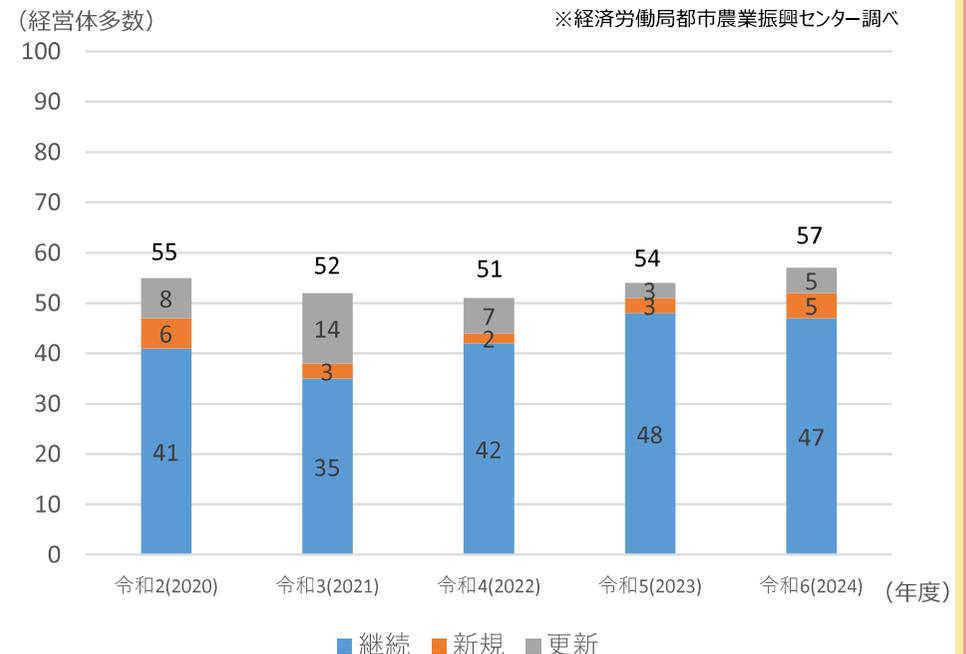


図-5 年度別認定農業者の経営体数



※認定期間は5年間で、期間満了前に計画の見直し(更新)を行っています。



3 川崎市農業の現状と課題 (2) 現状・課題など

イ 農地

項目	現状	課題など
農地	① 令和6(2024)1月時点で501.2ha(市域の約3.5%)で、30年間で半減しています。近年は減少率が鈍化しています。(図-6) (内訳：市街化区域327.1ha、市街化調整区域174.1ha) ② 遊休農地は0.58haで、近年横ばいで推移しています。(図-7)	① 活用が困難となった農地を意欲ある農業者等に貸借する制度の一層の利用促進が必要です。 ② 遊休農地や違反転用については、農業委員会・県・警察等と連携し、適正化に向けたパトロールを行っています。解決には相応の時間と労力が必要です。
利用権設定面積	農業経営基盤強化促進法等に基づく農地貸借の設定面積は、令和6(2024)年度は13.2haで、増加傾向です。(図-9)	

図-6 都市計画区域別 農地面積の推移

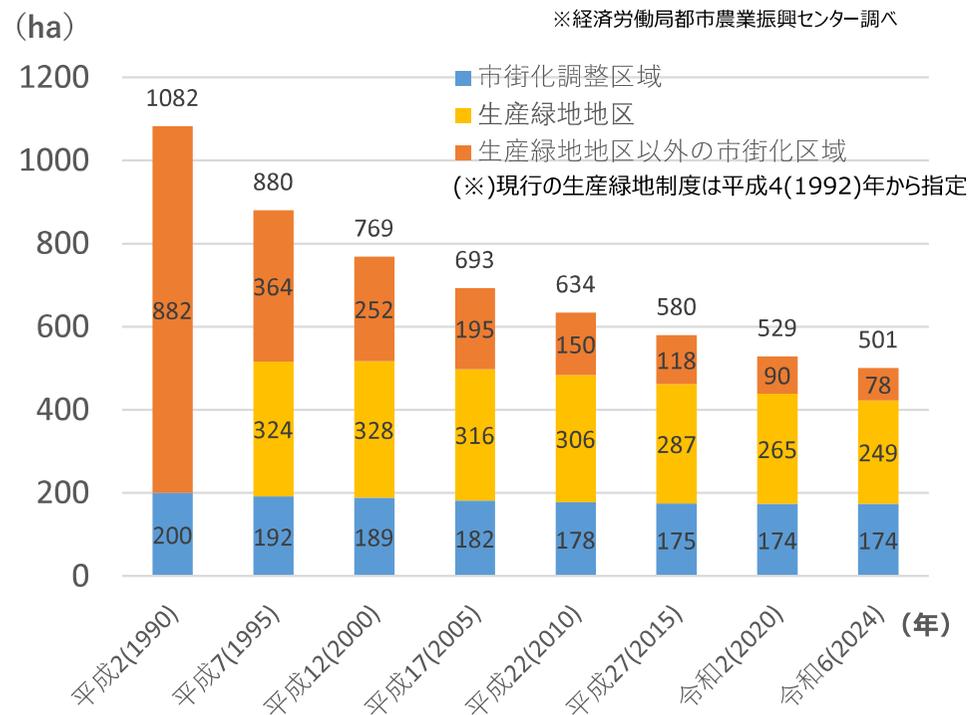
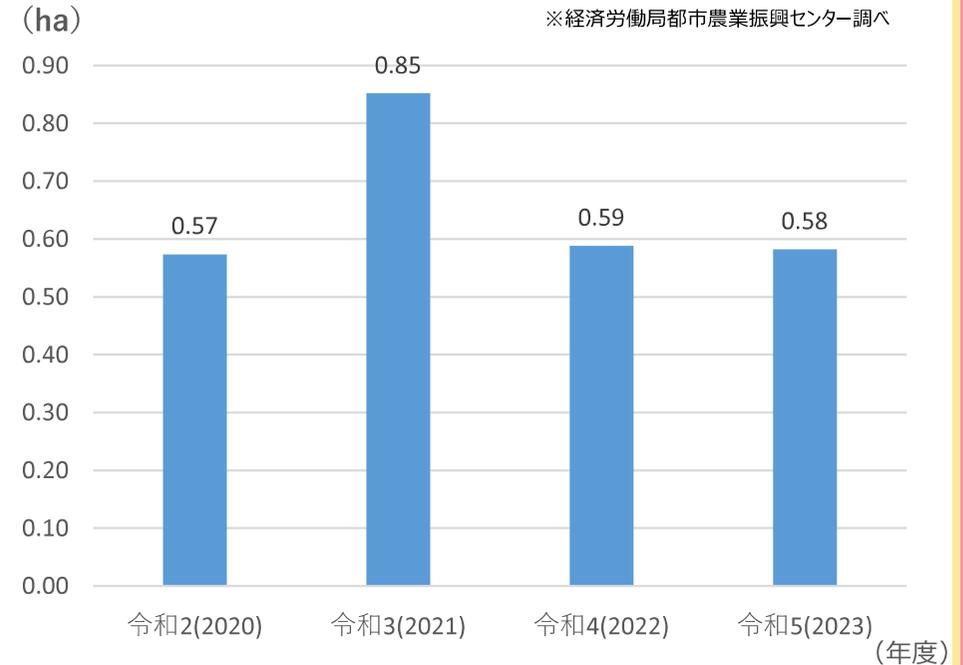


図-7 遊休農地面積の推移





3 川崎市農業の現状と課題 (2) 現状・課題など

イ 農地

項目	現状	課題など
市街化区域の農地	市街化区域のうち、生産緑地は248.9haです。(図-8) (市内農地全体の約50%)	2022年生産緑地問題では、JAセレサ川崎との連携により、平成6(1994)年に生産緑地に指定して30年が経過した農地の約88%を特定生産緑地(※)に指定しました。
市街化調整区域の農地	市街化調整区域における農業振興地域内の農地は107.3haです。(図-8) (市内農地全体の約21%)	農業振興地域では、農業上の利用が求められる地域であるため、地域のあり方の継続的な検討や、主に麻生区黒川地区で活動する里山援農ボランティアによる遊休農地対策など地域資源を活用した振興策を推進するとともに、ストックマネジメントによる農業生産基盤の維持管理などの取組が必要です。

(※)生産緑地の指定から30年の期限後も税制優遇を10年ごとに延長できるもの

図-8 市内総農地面積(501.2ha)の内訳

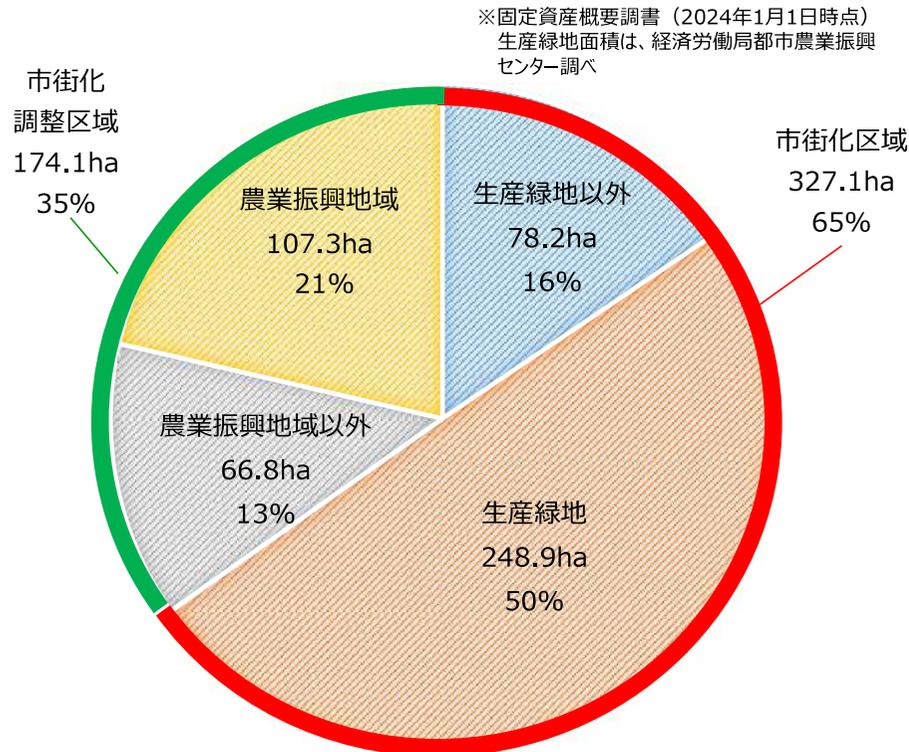
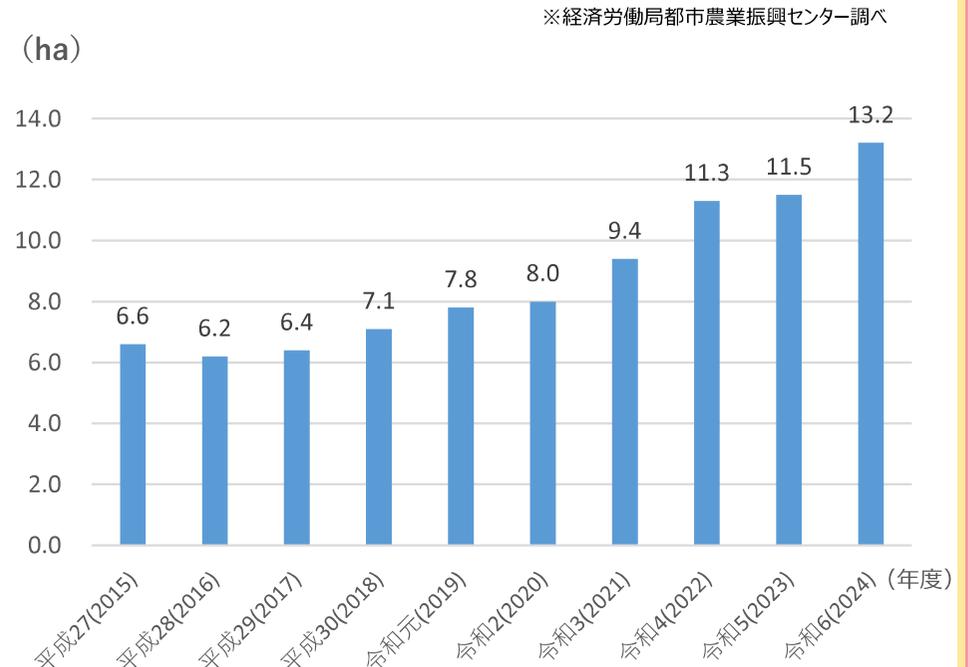


図-9 農地貸借(利用権設定)面積の推移





3 川崎市農業の現状と課題 (2) 現状・課題など

ウ 営農環境

項目	現状	課題など
販売先	<ul style="list-style-type: none"> ① 農産物の主な販売先は、消費地に近接したメリットを活かした消費者への直接販売です。(図-10) ② 農産物販売以外の収益向上のため、パティスリーや農家レストランの併設、ジャム等の加工品の製造・販売も行われています。 ③ 販売機会増加に向け農産物自動販売機の導入や、SNSを活用する農業者が増加しています。 	<p>各農園ごとに自農園の直売所等で販売を行っているため、市内産農産物の販売情報が市民に届きにくくなっています。また、SNSを活用していない、レストラン等への販路開拓を希望する農業者について、必要に応じて販売先拡大に向けた支援を行います。</p>
農業収入	<p>100万円未満が46%、100万～500万円が38%と、農業収入500万円以下の農業経営体が全体の約8割を占めています。(図-11)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 経営に影響を及ぼすものとして、気象条件の変化による生育不良や、国際情勢の不安定化、為替相場の影響による燃料や資材価格の高騰などが挙げられます。 ② 農業収入向上に向けて、環境の変化に即した栽培品目の提案や栽培技術の指導などが必要です。

図-10 販売の方法(経営体の販売金額1位の出荷先別割合)

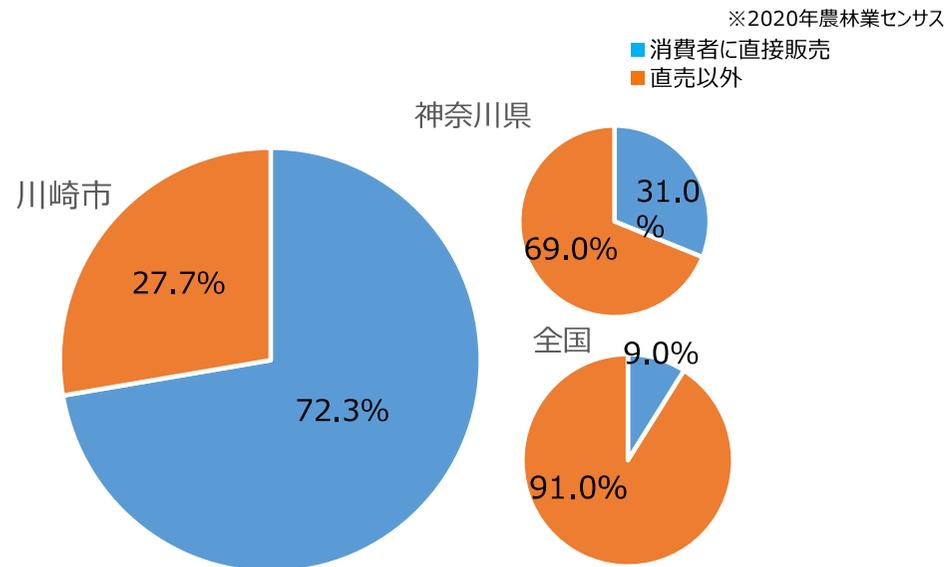


図-11 農産物販売金額の割合



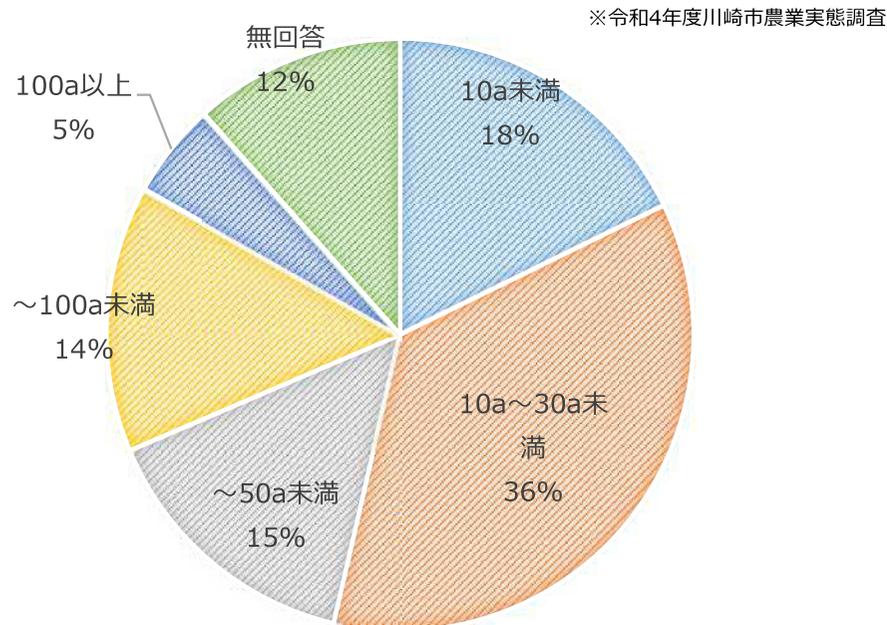


3 川崎市農業の現状と課題 (2) 現状・課題など

ウ 営農環境

項目	現状	課題など
農業経営	<p>① 農業者1世帯あたりの耕作面積は30a(※1)未満が5割以上であり、全国平均の3.1ha(※2)と比較して、経営規模は小さいです。(図-12) (※1) 30a = 3,000㎡ (※2) 3.1ha = 31,000㎡、2020年農林業センサスより</p> <p>② 近年は、消費者ニーズの変化や気候変動への対応などにより、イチゴやミカン等の耕作面積が増加傾向にあります。</p>	<p>① 限られた農地のより効率的な活用や農業収入の増加に向けて、付加価値の高い農産物の生産に対応した技術の向上が必要です。</p> <p>② 農地が宅地と近接していることから、農薬の散布や堆肥による臭気等について環境に配慮して取り組んでいるものの、市民の理解を得ることが難しい側面も依然として存在しています。</p> <p>③ カラスやタヌキ等の野生鳥獣による被害が継続しており、農業者の営農意欲減退につながる恐れがあります。</p>

図-12 農家1世帯の耕作面積の規模



市内産ミカン



宅地と近接する農地



3 川崎市農業の現状と課題 (2) 現状・課題など

エ 地産地消の推進、地域・市民と農とのつながり

項目	現状	課題など
市民と農とのつながり	① 令和6(2024)年度かわさき市民アンケートでは、本市で農業が行われていることを知っている市民の割合は約半数です。(図-13) ② 農業を知る機会としては、農業体験など実際に農業に触れるイベントを求める割合が高いです。	① 市内農業の認知度向上のため、身近に農業・農地が少ない市南部(川崎・幸区)における市内産農産物に触れる機会の拡充が必要です。 ② 農業体験等のイベント等は、都市農業振興センターの他、区役所、JAセレサ川崎等でも行われており、一括した周知の工夫が必要です。
中学校給食	① 平成29(2017)年度から開始され、市内産農産物を月2回程度提供しています。 ② 使用量は、令和6(2024)年時点で約24トンと増加傾向です。(図-14)	学校給食への食材提供の継続に向け、学校や給食センターでの給食調理の現状について、農業者と担当栄養士等との意見交換を継続しています。

図-13 市民の市内農業への理解

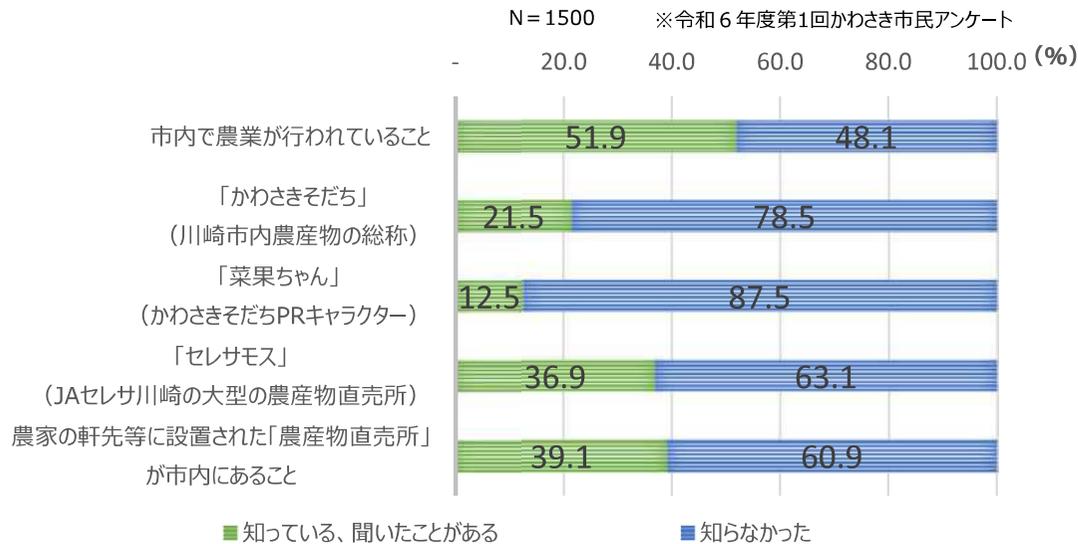
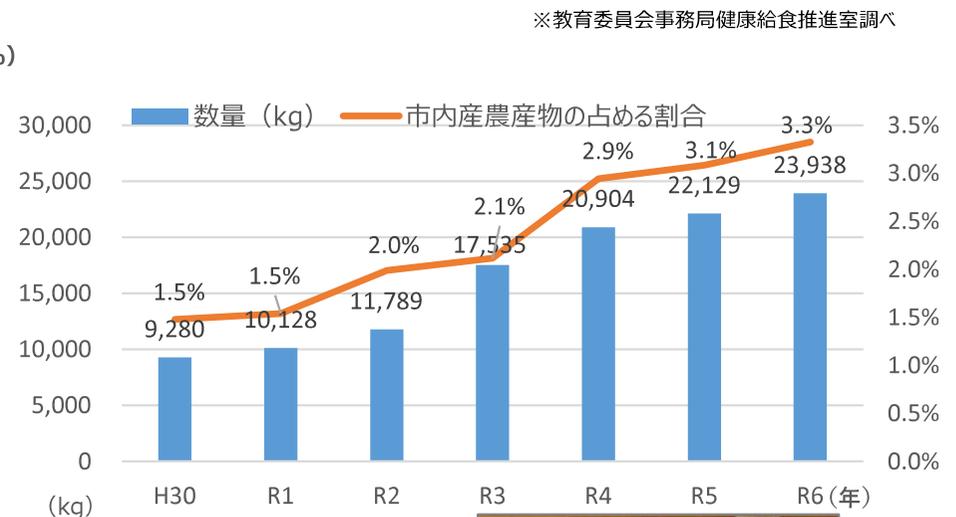


図-14 中学校給食における市内産農産物の利用状況



かわさきそだちを使った中学校給食
 ※市内産のたまねぎ、香辛子粉を使用



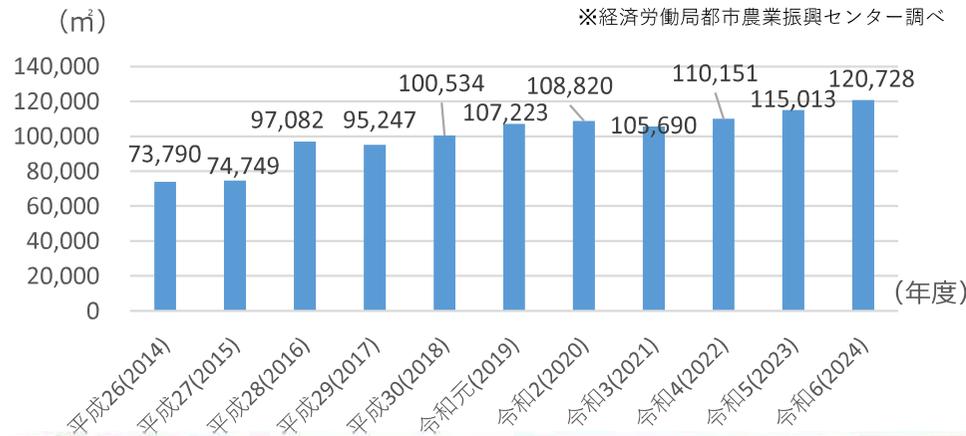
3 川崎市農業の現状と課題 (2) 現状・課題など

Ⅰ 地産地消の推進、地域・市民と農とのつながり

項目	現状	課題など
市民農園等 (※)	① 市民農園等(公設・民設)の総面積は、令和6(2024)年度で約12.07haで微増傾向です。(図-15) ② 同年度の内訳は公設6,778.09㎡、農家等が開設する民設113,949.66㎡で、民設が約95%を占めています。	市の中部や南部を中心に市民の利用希望は依然としてあり、農業者等への民設農園の開設支援や運営支援の継続が必要です。

(※) 市民がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、いきがづくり、体験学習などの多様な目的で小面積の農地を利用できるもの。体験型農園を含む。

図-15 市民農園等(体験型農園を含む)の面積



市民農園



©中本竹識

菜果(さいか)ちゃん



【かわさきそだち】PRキャラクター『菜果(さいか)ちゃん』

JAセレサ川崎・川崎市を中心に農業生産者団体・市場関係者・消費の代表及び県職員で構成する「かわさき地産地消推進協議会」では、生産者の顔が見える新鮮・安全・安心な市内産農産物「かわさきそだち」を広く市民へ供給するために、地産地消の取組を行っています。この「かわさきそだち」の販売を促進するために誕生したPRキャラクターが『菜果ちゃん』です。

『菜果ちゃん』誕生秘話

ある日、川崎市内で愛情一杯に育てられた野菜や果物や卵などの農産物たちが集まって来ました。それぞれが一生懸命に町の人達に買ってもらいたい為に努力していましたが、中々、その良さが伝わらずに売れませんでした。そこで皆が大きなカゴの中に集まり、相談していると、その中から妖精が現れ、こう言いました。「一つ一つの力では訴える力が弱いけどまとまって訴えれば強いものになる」と、妖精はカゴを持って売りはじめました。……それが、『菜果ちゃん』です。